

介護保険の 福祉用具と住宅改修

～利用者の状態にあった適切な住環境整備～

介護保険課 給付担当

研修内容

1. 福祉用具や住宅改修の必要性
2. 福祉用具貸与について
3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点
4. 特定福祉用具について
5. 福祉用具サービス計画の活用
6. 住宅改修の留意点
7. 「住宅改修が必要な理由書」について
8. 介護保険以外の住宅改修制度
9. 今回の介護報酬改定から 退院・退所加算、入浴介助加算Ⅱ
10. 資料の紹介

1. 福祉用具や住宅改修の必要性

介護が必要になった人にとって、日々の生活を過ごす住環境を整えることは、とても大切なことです。

身体機能に適した福祉用具を利用する

残存機能を十分に生かすことができるように住宅を改修する



利用者が望む生活を実現する

住み慣れた場所・地域で可能な限り自立し、いきいきと暮らし続けていくために、住環境の整備は欠かせないものです。

- 市内の住宅で、高齢者等のための設備がある住宅は約半数。
（手すり、またぎやすい高さの浴槽、車いすで通行可能な幅、段差のない屋内、道路から玄関まで車いすで通行可能）
（住宅・土地状況調査から）
- この中で最も多いのは、手すり。階段、浴室、トイレ、玄関の順。
- ただし、一人一人の身体状況にあった形状や場所というわけでは
ありません。

- 市の住宅施策で重要と思われること

(住まいに関する意識調査の集計)

1位 耐震化に対する補助

2位 住宅の長寿命化のためのリフォーム支援

3位 バリアフリー化改修への補助

65歳以上の階層では、バリアフリー化改修への補助がさらに高い割合となっています。

これらのことから、福祉用具や住宅改修の必要性が高いことが、わかるのではないのでしょうか。

住環境整備

福祉用具

福祉用具貸与
特定福祉用具購入

住宅改修

介護保険住宅改修
高齢者自立支援住宅改修

介護保険の福祉用具サービスや住宅改修は、住環境整備の一部です

2. 福祉用具貸与について

- 利用者の自立支援と介護者の負担軽減のため
- 身体状況に合った福祉用具を使用するため、交換できるように貸与が原則。

- チェックポイント

☐ 使う人の身体に合っていますか？

☐ 本人や介護者が無理なく操作できますか？

☐ 今のままの住居の中で使えますか？

3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点

【1】主治医の意見の確認

→福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。

主治医の所見を求める際には、どのような心身の状態で、当該用具の貸与が必要かを示してもらうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【2】サービス担当者会議の開催

→主治医の所見にもとづき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。

必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

【3】直近の基本調査(認定調査票)で別紙1の「届出必要」に該当する状態像であるか確認。

(八王子市ケアマネジャーガイドライン2018改訂版P90～92参照)



【4】市へ関係書類の提出



【5】給付可否の連絡。

市から電話で、担当ケアマネジャーに連絡をします。ケアマネジャーはその結果を支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【6】貸与開始

- 車いす(電動車いすを除く)
- 移動用リフト(昇降座いす、立ち上がり補助いすを除く)

主治医から「車いす(または移動用リフト)が必要である」との意見をもらう



担当者会議を行う



ケアプランに位置付け、貸与開始。

市への届け出は不要です。

それ以外は、他の福祉用具の軽度者貸与の手順と同じです。

- 再度の申請について
以下のうち、いずれかの変更があった場合には、再度、市の確認を受けてください。
 1. 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
 2. 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

4. 特定福祉用具について

- 入浴やトイレで使う福祉用具は、レンタルではなく購入対象になっています。
- 他人が使用したものを再利用することには、抵抗感があるためです。
- 指定を受けた福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員が、福祉用具サービス計画を作成し、利用者に説明して販売を行います。
- 支給限度額は1年間に10万円(毎年4月から1年間)
- 同一品目の再購入は原則不可。
- 支給限度額や購入歴は介護保険課でお答えしています。
- 身体状況の変化や、破損による再購入は、事前に介護保険課へご相談ください。

浴槽台(入浴用いす)

- 浴槽内に置いて利用することが、要件です。
- 洗い場に置いて、浴槽をまたぐときの踏み台にすることは、転倒する危険がありますので、認められません。

浴室内すのこ

- 浴室入口の段差だけでなく、浴槽をまたぐ高さにも考慮が必要です。
- 段差解消のための福祉用具です。転倒や踏み外しを防ぐため、浴室の洗い場全体に敷く必要があります。

5. 福祉用具サービス計画の活用

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)																																																																					
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間																																																															
利用者名		様	M・T・S 年 月 日			～																																																															
住所						TEL																																																															
居宅介護支援事業所						担当ケアマネジャー																																																															
相談内容		相談者		利用者との続柄		相談日																																																															
ケアマネジャーとの相談記録		ケアマネジャーとの相談日																																																																			
身体状況・ADL (年 月) 現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>身長</th> <th>cm</th> <th>体重</th> <th>kg</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝返り</td> <td>☐ つかまら ないで できる</td> <td>☐ 何かに つかま れれば できる</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ でき ない</td> </tr> <tr> <td>起き上がり</td> <td>☐ つかまら ないで できる</td> <td>☐ 何かに つかま れれば できる</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ でき ない</td> </tr> <tr> <td>立ち上がり</td> <td>☐ つかまら ないで できる</td> <td>☐ 何かに つかま れれば できる</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ でき ない</td> </tr> <tr> <td>移乗</td> <td>☐ 自立 (介助 なし)</td> <td>☐ 見守り 等</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ 全 介助</td> </tr> <tr> <td>座位</td> <td>☐ できる</td> <td>☐ 自分 の手で 支えら れれば できる</td> <td>☐ でき ない</td> </tr> <tr> <td>屋内歩行</td> <td>☐ つかまら ないで できる</td> <td>☐ 何かに つかま れれば できる</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ でき ない</td> </tr> <tr> <td>屋外歩行</td> <td>☐ つかまら ないで できる</td> <td>☐ 何かに つかま れれば できる</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ でき ない</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>☐ 自立 (介助 なし)</td> <td>☐ 見守り 等</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ 全 介助</td> </tr> <tr> <td>排泄</td> <td>☐ 自立 (介助 なし)</td> <td>☐ 見守り 等</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ 全 介助</td> </tr> <tr> <td>入浴</td> <td>☐ 自立 (介助 なし)</td> <td>☐ 見守り 等</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ 全 介助</td> </tr> <tr> <td>食事</td> <td>☐ 自立 (介助 なし)</td> <td>☐ 見守り 等</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ 全 介助</td> </tr> <tr> <td>更衣</td> <td>☐ 自立 (介助 なし)</td> <td>☐ 見守り 等</td> <td>☐ 一部 介助 ☐ 全 介助</td> </tr> <tr> <td>意思の伝達</td> <td>☐ 意思を他 者に伝 達でき る</td> <td>☐ ときど き伝達 でき る</td> <td>☐ ほとん ど伝達 できな い ☐ 伝達 できな い</td> </tr> <tr> <td>視覚・聴覚</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>										身長	cm	体重	kg	寝返り	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない	起き上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない	立ち上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない	移乗	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助	座位	☐ できる	☐ 自分 の手で 支えら れれば できる	☐ でき ない	屋内歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない	屋外歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない	移動	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助	排泄	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助	入浴	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助	食事	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助	更衣	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助	意思の伝達	☐ 意思を他 者に伝 達でき る	☐ ときど き伝達 でき る	☐ ほとん ど伝達 できな い ☐ 伝達 できな い	視覚・聴覚			
身長	cm	体重	kg																																																																		
寝返り	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない																																																																		
起き上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない																																																																		
立ち上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない																																																																		
移乗	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助																																																																		
座位	☐ できる	☐ 自分 の手で 支えら れれば できる	☐ でき ない																																																																		
屋内歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない																																																																		
屋外歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま れれば できる	☐ 一部 介助 ☐ でき ない																																																																		
移動	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助																																																																		
排泄	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助																																																																		
入浴	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助																																																																		
食事	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助																																																																		
更衣	☐ 自立 (介助 なし)	☐ 見守り 等	☐ 一部 介助 ☐ 全 介助																																																																		
意思の伝達	☐ 意思を他 者に伝 達でき る	☐ ときど き伝達 でき る	☐ ほとん ど伝達 できな い ☐ 伝達 できな い																																																																		
視覚・聴覚																																																																					
疾病 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>麻痺・筋力低下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害日日常生活自立度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症の日常生活自立度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		麻痺・筋力低下		障害日日常生活自立度		認知症の日常生活自立度		特記事項																																																													
麻痺・筋力低下																																																																					
障害日日常生活自立度																																																																					
認知症の日常生活自立度																																																																					
特記事項																																																																					
介護環境 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>家族構成/主介護者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他のサービス利用状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用している福祉用具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		家族構成/主介護者		他のサービス利用状況		利用している福祉用具		特記事項																																																													
家族構成/主介護者																																																																					
他のサービス利用状況																																																																					
利用している福祉用具																																																																					
特記事項																																																																					
意欲・意向等 ☐ 利用者から確認できた ☐ 利用者から確認できなかった 利用者の意欲・意向・今図っていること(福祉用具で期待することなど)																																																																					
居室サービス計画 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>利用者及び家族の生活に対する意向</td> <td>利用者</td> <td>家族</td> </tr> <tr> <td>総合的な援助方針</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		利用者及び家族の生活に対する意向	利用者	家族	総合的な援助方針																																																																
利用者及び家族の生活に対する意向	利用者	家族																																																																			
総合的な援助方針																																																																					
住環境 ☐ 戸建 ☐ 集合住宅 (階) (エレベーター ☐ 有 ☐ 無) 例: 段差の有無など																																																																					

[illegible]

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)					管理番号	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～
居宅介護 支援事業所					担当ケアマネジャー	
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)			福祉用具利用目標			
選定福祉用具(レンタル・販売)			(/ 枚)			
	品目	単位数	選定理由			
	機種(型式)					
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
留意事項						
	☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 ☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。				日付	年 月 日
					署名	印
					(経柄)代筆者名	() 印
事業所名				福祉用具専門相談員		
住 所			TEL			FAX

福祉用具サービス計画

前回の介護報酬改定で、福祉用具専門相談員から、利用者だけではなく、担当ケアマネジャーにも交付することが義務化されました。

福祉用具専門相談員との連携に、活用してください。

6. 住宅改修の留意点

介護保険制度における住宅改修費の支給対象となる住宅改修

- ・被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの。
- ・当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給する。
- ・支給限度額は20万円
- ・例外なく、被保険者証の住所の住宅のみ、対象となります。
- ・最初の住宅改修着工日から、介護度が著しく重くなった場合は、再度20万円使えます。この例外は1回だけ適用されます。

3段階リセット

- 要支援1 → 要介護3から5
- 要支援2・要介護1 → 要介護4・5
- 要介護2 → 要介護5

※要支援2と、要介護1は同じ段階ですので、ご注意ください。

転居リセット

- 支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合は転居後の住宅について20万円を利用することができます。

- 介護保険住宅改修の対象
 - 1 手すり 2 段差の解消 3 床材の変更 4 扉の取換え等
 - 5 和式便器から洋式便器への交換

☆ワンポイント

- 階段の片側に手すりを設置する場合は、降りるときの利き手側に付けます。
- 手すりの端部は、壁側または下側に曲げて設置します。衣類の袖口をひっかけないためです。
- 車いすのためのスロープは、高低差／水平距離が1／12以下が望ましいです。

階段手すりの例

①手すり

②手すり端部(エンド)

壁側または下側に向ける部材を使います

③階段前後の水平部分にも、手すりを200mm以上伸ばすと、昇り降りしやすいです。

④ジョイント

向きを変えるときは、手すり棒をカットし、ジョイントでつながります。ジョイントだけの部材は壁に固定できないので、両側に受け金具(ブラケット)が必要です。

⑤受け金具(ブラケット)

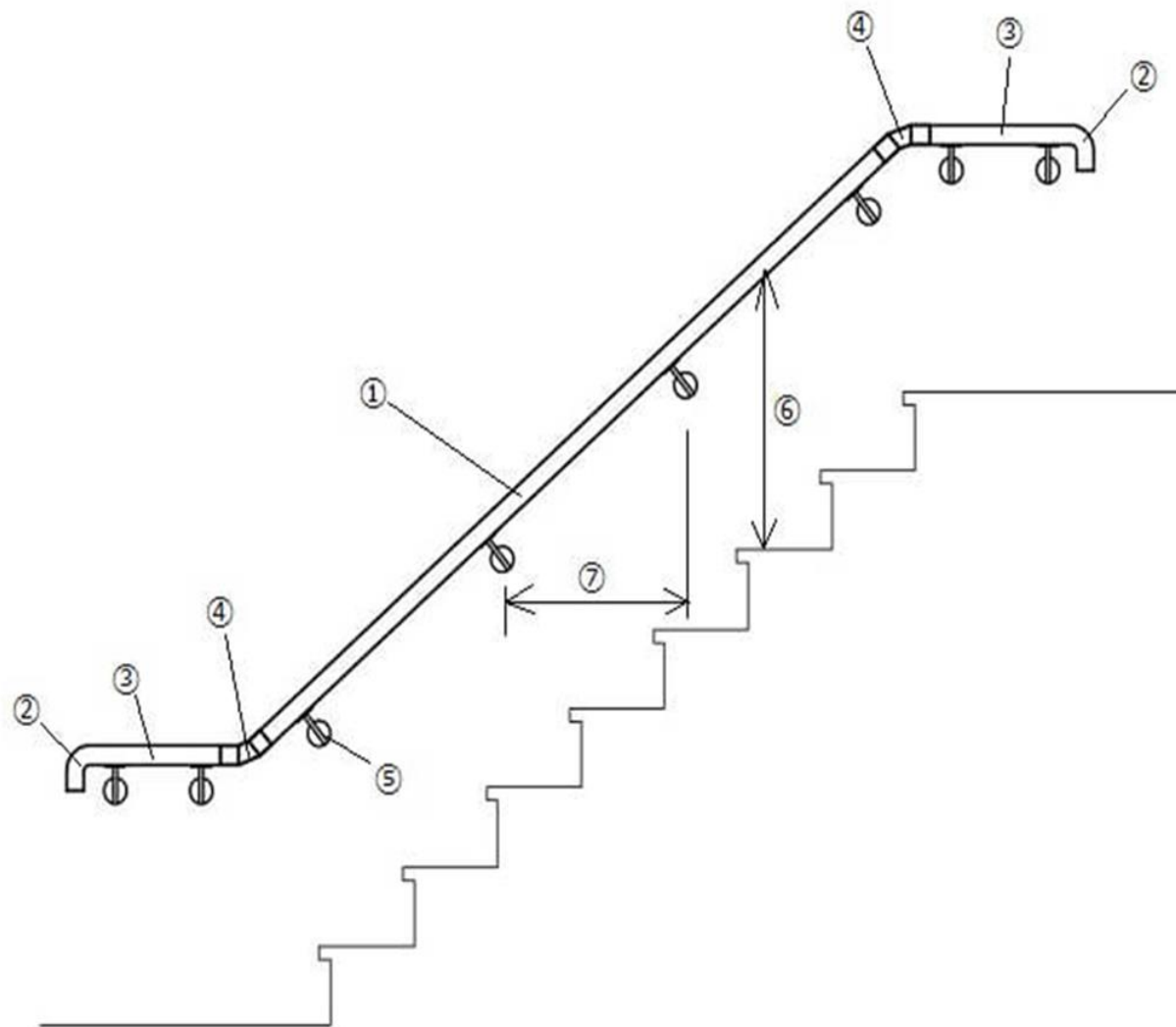
壁の内側の柱・間柱に取り付けます。柱・間柱のないところに受け金具を付けるには、補強版を取り付けます。

⑥手すりの高さ

一般的には踏面の先端から700～900mmの高さとされていますが、利用者の身体状況に合わせる必要があります。腕をまっすぐに下したときの、手首の位置が目安になります。

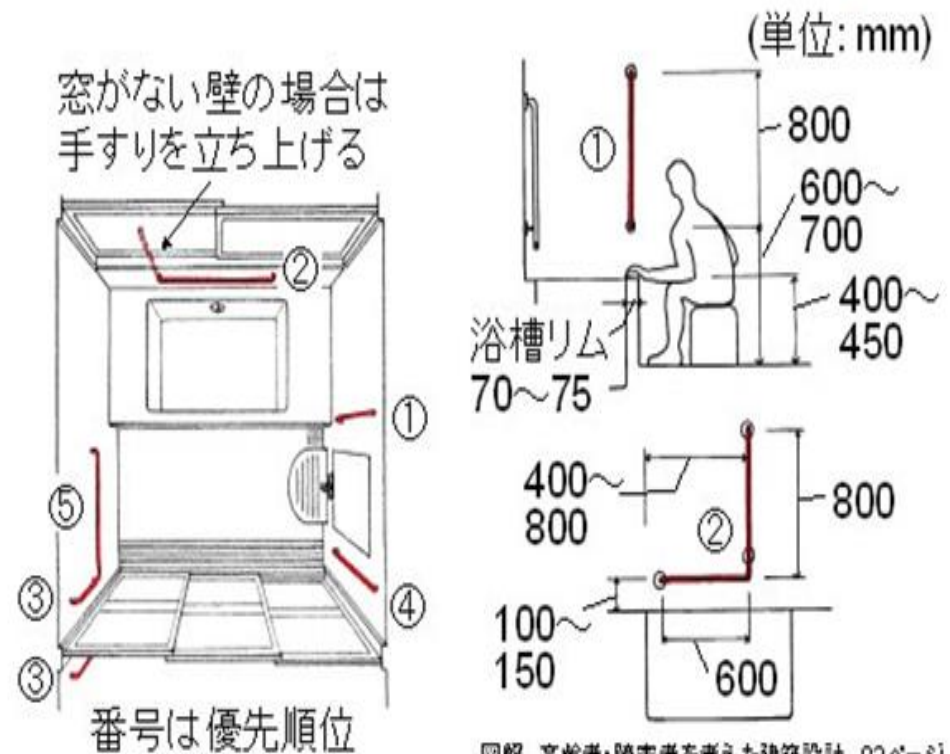
⑦受け金具(ブラケット)の間隔

安全を確保するため、メーカーの施工基準に基づき、取り付けます。

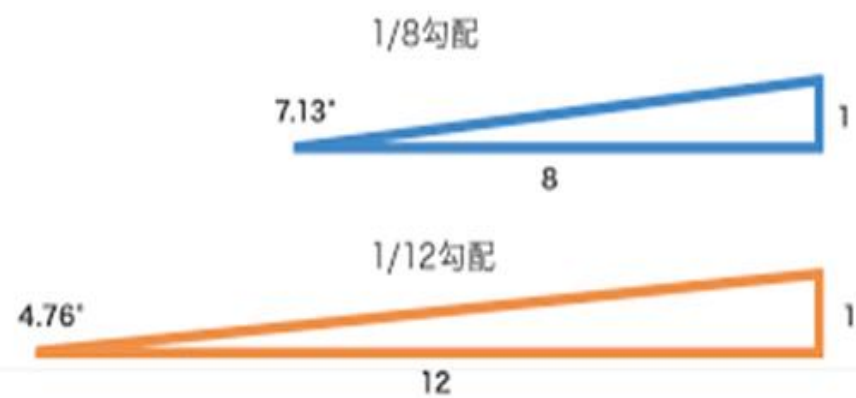
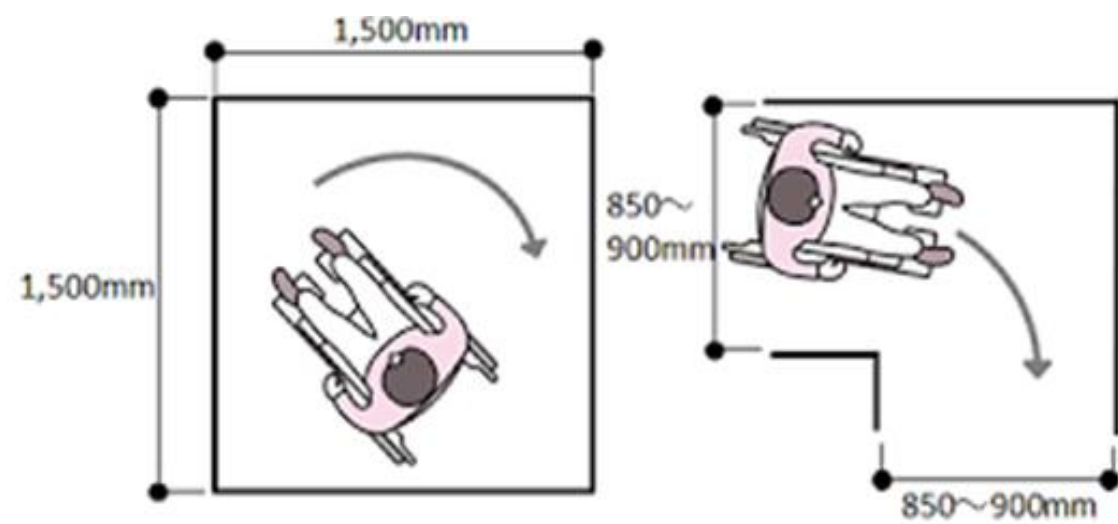




浴室の手すり設置位置(推奨)



図解 高齢者・障害者を考えた建築設計 92ページ



7.「住宅改修が必要な理由書」について

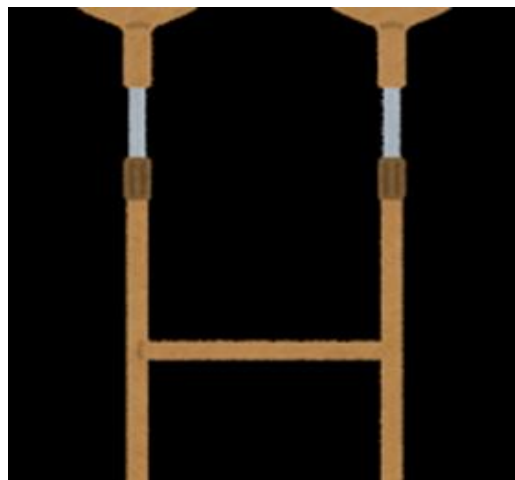
住宅改修が必要な理由書										□介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修										□高齢者自立支援住宅改修									
＜基本情報＞																													
利用者	被保険者氏名					被保険者番号																							
	住所										明治 大正 昭和					年 月 日													
	要介護認定(該当に○)					非該当 ・ 要支援1 ・ 2 ・ 要介護1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5																							
作成者	現地確認日					平成 年 月 日					作成日					平成 年 月 日													
	所属事業所										資格																		
	氏名										連絡先																		
作成者が担当の介護支援専門員ではない場合に記入してください																													
介護支援専門員	所属事業所										連絡先																		
	氏名										※PTやOTからの助言や指導は受けていますか					有 ・ 無													
＜総合的状況＞										※作成者に関わらず必ず記入してください																			
利用者の身体状況	主傷病					家屋形態					戸建 ・ 集合																		
	症状・痛み等					同居家族状況					その他																		
	日常生活動作	寝返り・起き上がり					1 戸建の場合 主に 階で生活																						
		立ち上がり・着座																											
		歩行・移動																											
		段差昇降																											
		その他																											
	介護状況(主な介護者を含む)					4 特記すべき居住形態																							
住宅改修により日常生活をどう変えたか																													
＜福祉用具の利用状況と改修後の想定＞																													
貸与品目										改修前					改修後														
・手すり										□					□														
・スロープ										□					□														
・歩行器										□					□														
・歩行補助つえ										□					□														
・車いす										□					□														
(車いす付商品を含む)																													
・特殊寝台										□					□														
(特殊寝台付商品を含む)																													
・床ずれ防止用具										□					□														
・体位変換器										□					□														
・認知症老人徘徊感知機器										□					□														
・移動用リフト(つり具の部分を除く)										□					□														
・自動排泄処理装置										□					□														
購入品目										改修前					改修後														
・腰掛便座																													
・ポータブルトイレ										□					□														
・桶式便座										□					□														
・簡易浴槽										□					□														
・自動排泄処理装置の交換可能部品										□					□														
・移動用リフトのつり具部分										□					□														
・入浴補助用具																													
入浴用いす										□					□														
浴槽用手すり										□					□														
浴槽内いす										□					□														
入浴台										□					□														
浴室内のこ										□					□														
浴室内のこ										□					□														
浴槽内のこ										□					□														

改修しようとしている生活動作		具体的な困難な状況を記入してください		改修の種類	改修の内容	具種・図面 改修番号	改修の目的・効果	
排 泄	☐ トイレまでの移動			1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように	
	☐ トイレ出入口の出入り (扉の開閉含む)			1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、 安全の確保	
	☐ 便座への着座・車いす 等からの移乗			1 2 3 4 5 A B C C			口動作の容易性の 確保	
	☐ 衣服の着脱			1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的 負担や不安の軽減	
	☐ 排泄時の姿勢保持			1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽 減	
	☐ 排便後			1 2 3 4 5 A B C			口その他 ()	
	☐ その他 ()			1 2 3 4 5 A B C				
入 浴	☐ 浴室までの移動			1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように	
	☐ 衣服の着脱			1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、 安全の確保	
	☐ 浴室出入口の出入り (扉の開閉含む)			1 2 3 4 5 A B C			口動作の容易性の 確保	
	☐ 浴室内での移動			1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的 負担や不安の軽減	
	☐ 浴槽の出入り			1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽 減	
	☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む)			1 2 3 4 5 A B C			口その他 ()	
	☐ 浴槽内での姿勢保持			1 2 3 4 5 A B C				
	☐ その他 ()			1 2 3 4 5 A B C				
外 出	☐ 出入口までの屋内移 動			1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように	
	☐ 上がりがまの昇降			1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、 安全の確保	
	☐ 車いす等、装具の着 脱			1 2 3 4 5 A B C			口動作の容易性の 確保	
	☐ 履物の着脱			1 2 3 4 5 A B C			口利用者の精神的 負担や不安の軽減	
	☐ 出入口の出入り (扉の開閉含む)			1 2 3 4 5 A B C			口介護者の負担軽 減	
	☐ 出入口から敷地外まで の屋外移動			1 2 3 4 5 A B C			口その他 ()	
	☐ その他 ()			1 2 3 4 5 A B C				
	☐			1 2 3 4 5 A B C				
	☐			1 2 3 4 5 A B C				
そ の 他	☐			1 2 3 4 5 A B C			口出来なかったことを出来るように 口転倒等の防止、安 全の確保 口動作の容易性の 確保 口利用者の精神的 負担や不安の軽減 口介護者の負担軽 減 口その他()	
	☐			1 2 3 4 5 A B C				
	☐			1 2 3 4 5 A B C				
改修の種類	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修・高齢者自立支援住宅改修(住宅改修給付)						高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修給付)	
改修の内容	1 手すり設置	2 段差の解消	3 床材の変更	4 扉の取替え等	5 便器の取替え	A 浴槽の取替え	B 洗面台の取替え	C 便器の様式化
	壁手すり 機手すり 型手すり 屋外手すり	軒居の撤去 スロープ設置 踏台の設置 かき上げ	滑り防止 移動の円滑化	引き戸へ 折戸へ ドアノブの変更 戸重の設置	和式から洋式へ	浴槽の取替え	流し、洗面台	流し、洗面台
	等	等	等	等	等	等	等	等

住宅改修が必要な理由書の作成について

- ・改修する場所や位置は、利用者本人の身体状況、生活動線や動作パターンをよく考えて決定しましょう。
- ・改修した後で使いづらいことに気づくこともあります。できる限り本人立会のうえで実際に位置を合わせることが大切です。
- ・利用者や家族の希望に沿うだけでなく、介護やリハビリテーション、住環境整備等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族に納得していただいた上で、効果的な住宅改修を行うことが大切です。
- ・なお、利用者と家族の希望も必ずしも一致するとは限りません。改修前の十分な調整が必要です。
- ・介護保険の住宅改修では小規模な工事しかできないとはいえ、それでも住宅の形状は変わります。

- ・改修後に状況が変化して不必要になってしまっても、通常は取り外すときにも費用がかかりますし、その費用は介護保険からは支給できません。
 - ・賃貸住宅で住宅改修を行う場合は、退去時の原状復帰を条件とされる場合があります。
 - ・福祉用具貸与の手すりやスロープは、床や壁に固定しないため安定度では住宅改修に劣ることもありますが、状況に合わせた着脱が容易という利点があります。
- 例えば、今後、室内でも車椅子を利用することが予測されるような場合は、手すりが邪魔になることもあり得ますので、慎重に検討することが大切です。



住宅改修の相談・依頼 介護支援専門員等が、利用者の身体状況や要望などの相談を受けます。



改修内容の整理・検討 利用者のADLをチェックし、住宅改修の必要性を検討します。

住宅改修が必要な理由が明らかになります。

※主治医やリハビリ専門職等の意見があれば反映させる必要があります。



「住宅改修が必要な理由書」の作成

介護保険の対象外の工事と同時に施工する場合は、介護保険対象分と

住宅改修事業者の選定と工事内容の検討

それ以外とを分けて、工事費内訳書等で算出方法を明示してください。



償還払いと受領委任払いのほかには、業者選定に制限はありません。

事前申請 認定申請中や入院中でも申請できます。事前申請の確認が済めば、着工できます。



工事の実施、現地確認、完了届提出

工事内容が事前申請と変わる場合には、市にご相談ください。

理由書作成者は、工事後に利用者宅を訪問し、動作確認をしてください。



認定申請中や入院中だった場合は、現地確認と完了届の提出は、認定が出てから、退院してからとなります。

モニタリング

8. 介護保険以外の住宅改修制度

高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修)

- ・65歳以上で介護認定を受けている方は、介護保険の住宅改修とは別に、住宅設備改修の給付を受けることができます。また、併用することもできます。
- ・ご本人の身体状況から見て、日常生活の動作に困難があり、明らかに設備の改善が認められる場合に限られます。

対象工事

①浴槽交換

浴槽の高さ・深さが改善される場合に限られます。ユニットバスからユニットバスへの交換は、対象にならない場合が多いです。

②流し・洗面台の取り換え

車いすや、いすに座ったまま使えるタイプのもの。洗面台の鏡や収納棚は対象外です。

③便器の洋式化

介護保険住宅改修の残額がない場合に限られます。

介護保険課以外の課が担当する住宅改修制度

- まちなみ整備部住宅政策課
「居住環境整備補助金」のバリアフリー化改修工事
65歳以上の方のいる世帯が対象
- 福祉部障害者福祉課
「日常生活用具給付」の小規模改修・中規模改修
65歳未満の方が対象
障害の種別や程度による要件があります。

詳細は、各担当課へお問い合わせください。

9. 今回の介護報酬改定から 退院・退所加算、入浴介助加算Ⅱ

退院・退所加算(居宅介護支援費)

- ・退院・退所時のカンファレンスにおいて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。
- ・退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図るねらい

→ケアマネジャーからの連絡をお願いします。

入浴介助加算(Ⅱ)の新設 (通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション)

要件

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。
(入浴介助加算Ⅰの要件)
- ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。
- ・居宅の浴室が利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい場合、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

- ・事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。
- ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。

10. 資料の紹介

(1) ケアマネジメントについて

八王子市ケアマネジャーガイドライン 2018改訂版

八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル 27改訂版 介護保険課で配布しています

(2) 福祉用具についての情報

公益財団法人 テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-ids.or.jp/>

(「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」が掲載されています。事故防止のために、ぜひご覧ください。)

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ <http://www.zfssk.com/>

(住宅改修制度の解説もあります)

(3) 住宅改修について

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の手引き(平成30年8月)

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の事例集(平成31年4月) 介護保険課で配布しています

国土交通省 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/koureishahou-kokuji1301.htm>

建築資材メーカーのカatalogやホームページでは、この指針をわかりやすく、図や写真も使って解説しています。